

水道水中の放射性物質への新たな対応について

1. 概要

食品中の放射性物質について、食品衛生法に基づく新しい基準値が、これまでの暫定規制値に代わり、平成24年4月以降の長期的な状況に対応するものとして、平成24年4月1日に施行されました。

水道水の新たな目標は、食品衛生法に基づく飲料水の新基準値と整合を図り、平成24年3月5日付け健水発0305第2号「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」により厚生労働省の技術的助言として通知されました。

流山市上下水道局では、この通知に基づく新たな対応を行います。

2. 新たな対応の実施時期

平成24年4月1日から適用します。

なお、これまでの緊急時における水道水中の放射性ヨウ素が指標値を超えた場合の対応マニュアルは廃止します。

※検査の頻度について【平成31年4月1日改正】

平成31年4月以降は、厚生労働省が示したモニタリング方針等に従い、3カ月に1回の検査を行います。

3. 新たな対応

1) モニタリング方法

ア. 対象項目 放射性セシウム(セシウム134及び137の合計値)

なお、放射性ヨウ素(ヨウ素131)は、対象項目外となりましたが、引き続き検査結果を公表していきます。

イ. 管理目標値 10ベクレル/リットル(検出限界目標値1ベクレル/リットル)

ウ. 検査頻度 3カ月に1回実施

エ. 採水場所と検査対象試料

採水場所	検査対象試料
おおたかの森浄水場	混合浄水 ※1
江戸川台浄水場	混合浄水

西平井浄水場	混合浄水
東部浄水場	井戸浄水

※1 混合浄水とは、北千葉広域水道企業団の浄水と流山市の井戸浄水を混合したものです。

オ. 検査方法

北千葉広域水道企業団に検査を依頼します。

同企業団のゲルマニウム半導体検出器を用います。

なお、放射性セシウム134及び137の検出限界目標値は、各々1ベクレル/リットルです。

カ. 検査結果の公表方法

ホームページで速やかに公表します。

(リンク先 <http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1001972/1002069/1002072/1002075.html>)

2) 水道水中の放射性物質濃度が管理目標値を超過した場合の対応

厚生労働省では、その水道水を継続して飲用することによって個別線量0.1ミリシーベルト/年を超えるおそれのある場合や、今後も管理目標値を長期間超過することが見込まれる場合においては、摂取制限などの措置を講じるとしてしています。

(リンク先 http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/suidou.html)

流山市上下水道局では、水道水の安全・安心に万全を期すため、北千葉広域水道企業団から摂取制限の要請を受けた場合には、次のとおり対応します。

ア) 直ちに、摂取制限が発表されたことをホームページ、安心メール、防災無線等で、お知らせします。

イ) 西平井浄水場、おおたかの森浄水場、江戸川台浄水場及び東部浄水場の井戸（浄水）の検査を行い、公表します。

ウ) 水道水の摂取制限時対応マニュアルを実行します。

＝水道水の摂取制限時対応マニュアル＝
【北千葉広域水道企業団から摂取制限を要請された場合】

1 対象者

市民等

2 周知内容と方法

水道水の摂取制限、応急給水の実施場所・時間・方法について、ホームページ、安心メール、防災無線等でお知らせします。

3 配布する水

飲用として、浄水処理した地下水（1人概ね3リットル）を配布します。

4 配布する場所と時間（予定）

時間\場所	おおたかの森 浄水場	江戸川台 浄水場	西平井 浄水場	東部 浄水場
9時～20時	○	○	○	○

5 お願い

- 1) 対象者が多いため、水を入れる容器をご持参ください。
 - 2) 混雑が予想されます。車でのご来場はご遠慮ください。
- 皆様のご協力をお願い申し上げます。